



現況届・所得状況届の提出をお願いします

毎年8月は、児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の所得状況届の提出時期です。該当される方には、必要書類を送付しておりますので、内容をご確認のうえ、期限内に手続きをお願いします。

【受付期間】

- ▶児童扶養手当
8月 1日(火)～8月31日(木) 平日8:30～17:15
- ▶特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当
8月10日(木)～9月11日(月) 平日8:30～17:15



ひとり親家庭等医療費助成制度について

ひとり親家庭等の方が医療機関にかかった際、保険医療の自己負担分の一部について助成を行っています。

【助成を受けることができる方】

下の1)～3)のいずれかに該当する方

- 1) 児童を扶養しているひとり親家庭の父母
- 2) ひとり親家庭の父母に養育されている児童
- 3) 父母のいない児童

※児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方となります。

【所得制限】

児童扶養手当を受給できる所得水準であること

【助成の対象】

	通院	入院
父母	助成対象外	無料
児童	1ヶ月1医療機関につき自己負担1,000円	※ただし、保険適用外の医療費、入院時の食事代、差額ベッド代、シーツ代等は助成の対象となりません。

現在助成を受けられている方へ

ひとり親家庭等医療費受給者証の有効期限は9月30日です。更新手続きが必要な方には、必要書類を送付しておりますので、内容をご確認のうえ、期限内に手続きをお願いします。

- ▶受付期間:8月1日(火)～8月31日(木) 平日8:30～17:15

子育て支援情報

施設を開放して育児支援を行っています。月間行事予定は美波町ホームページでご覧いただけます。

(下のQRコードからもアクセスできます。)



すくすくサポート ももほっぺ



美波町子ども家庭総合支援拠点

0歳から18歳未満のお子様に関すること、そのご家族ご自身のことなどの相談に応じています。必要に応じて適切なサービスや関係機関へつなぐ相談窓口です。



【お問い合わせ】 役場福祉課 ☎0884-77-3614

後期高齢者医療制度のお知らせ

●歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。



- ▶対象者 : 昭和22年、昭和20年、昭和17年、昭和12年、昭和7年生まれの方

※長期入院患者や施設入所者は対象外

※対象者には8月下旬に歯科健診受診券のハガキを送付します。

※長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

- ▶受診場所: 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院。受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。また、広域連合及び県歯科医師会 HP に掲載予定です。

- ▶受診方法: 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

- ▶健診項目: 問診、口腔内診査、口腔機能評価(口の渇き、かむ力、飲み込む力など)等

- ▶受診費用: 無料 ※その後治療行為が行われる場合は有料

- ▶受診期限: 令和5年11月30日

※受診券が届いてから、受診が可能です。

- ▶必要な物: 後期高齢者医療被保険者証、歯科健診受診券のハガキ

- ▶注意事項: 1) 健診の予約日を忘れないようにしてください。
2) 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求いたしますのでご了承ください。
3) 健診結果は、広域連合又はお住まいの市町村での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。

●在宅要介護者訪問歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防をすることを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

- ▶対象者 : 自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者。

- 1) 要介護3・4・5の認定を受けている方
- 2) 介護保険の居宅療養管理指導(歯科医師・歯科衛生士によるもの)及び口腔機能向上加算を受けていない方
- 3) 医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方
- 4) 令和5年度歯科健康診査を受けていない方

- ▶実施期間: 令和5年9月1日～令和5年12月31日

- ▶受診費用: 無料 ※その後治療行為が行われる場合は有料

- ▶申込方法: 広域連合HP をご覧いただくか「徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課」までご連絡ください。

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣いたします。

【お問い合わせ】 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666